

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・・・・・・・・8

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・・・・・・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・・・・・・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・・・・・・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・・・・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・・・・・・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・・・・・・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・・・・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・・・・・・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・・・・・・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・・・・・・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・・・・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・・・・・・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・・・・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・・・・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・・・・・・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・・・・・・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・・・・・・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・・・・・・・・19

2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・・・・・・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・・・・・・・・22
- (3) 同行援護・・・・・・・・・・23
- (4) 行動援護・・・・・・・・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・・・・・・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・27

3 日中活動系サービス	
(1) 生活介護	28
(2) 短期入所	34
4 施設系・居住支援系サービス	
(1) 施設入所支援	36
(2) 共同生活援助	41
(3) 自立生活援助	45
5 訓練系サービス	
(1) 自立訓練（機能訓練）	47
(2) 自立訓練（生活訓練）	49
6 就労系サービス	
(1) 就労移行支援	50
(2) 就労継続支援A型	52
(3) 就労継続支援B型	52
(4) 就労定着支援	55
(5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項	57
(6) 就労選択支援	59
7 相談系サービス	
(1) 計画相談支援・障害児相談支援	62
8 障害児支援	
(1) 児童発達支援	73
(2) 放課後等デイサービス	87
(3) 居宅訪問型児童発達支援	91
(4) 保育所等訪問支援	92
(5) 福祉型障害児入所施設	95
(6) 医療型障害児入所施設	100

第3 終わりに 101

別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

[訪問系サービス]	104
居宅介護サービス費	
重度訪問介護サービス費	
同行援護サービス費	
行動援護サービス費	
重度障害者等包括支援サービス費	
[日中活動系サービス]	109
療養介護サービス費	
生活介護サービス費	
短期入所サービス費	

[施設系・居住支援系サービス]	134
施設入所支援サービス費	
共同生活援助サービス費	
自立生活援助サービス費	
[訓練系サービス]	142
機能訓練サービス費	
生活訓練サービス費	
[就労系サービス]	144
就労移行支援サービス費	
就労継続支援A型サービス費	
就労継続支援B型サービス費	
就労定着支援サービス費	
就労選択支援サービス費	
[相談系サービス]	159
計画相談支援費	
障害児相談支援費	
地域移行支援サービス費	
地域定着支援サービス費	
[障害児通所支援]	161
児童発達支援給付費	
放課後等デイサービス給付費	
居宅訪問型児童発達支援給付費	
保育所等訪問支援給付費	
[障害児入所支援]	177
福祉型障害児入所施設給付費	
医療型障害児入所施設給付費	
別紙2 福祉・介護職員等処遇改善加算について	186
別紙3 地域区分について	188
別紙4 重度障害者支援加算の拡充	190
別紙5 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について	193
別紙6 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について	197
別紙7 児童発達支援センターの一元化	203

81人以上

36単位

《目標工賃達成加算【新設】》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

10単位／日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

② 平均工賃月額の算定方法の見直し

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、通知を改正し、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

《基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し》

[現 行]

① 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出

イ 前年度に支払った工賃総額を算出

ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合には、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。

・ 月の途中において、利用開始又は終了した利用者

・ 月の途中において、入院又は退院した利用者

・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)

③ また、以下の場合には、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。

・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者

・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

[見直し後]

前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額（ア）÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数（イ）÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 現行の②・③の算定方法は廃止する。

(4) 就労定着支援

① 就労定着率のみを用いた報酬設定

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→「就労定着支援の基本報酬について」（別紙1）参照

② 定着支援連携促進加算の見直し

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

《定着支援連携促進加算の見直し》

[現 行]

○ 定着支援連携促進加算 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

○ 地域連携会議実施加算（I） 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定